

保 健 福 祉 事 業

<参考>

退職後、再任用職員等として勤務する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱が異なります。

	フルタイム再任用勤務	30時間以上(※)～	20時間未満/週 (ハーフタイム再任用勤務等)
健康保険	公立学校共済組合加入	協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者 等選択
年金	公立学校共済組合加入 老齢厚生年金等は、再任用期間中は全部又は一部が支給停止になります。 ※障害厚生(共済)年金については、再任用期間中でも一部を除き、支給されます。 再任用期間終了時(再退職時)に、退職改定の手続きを行います。	厚生年金加入 老齢厚生年金等は、給与所得により全部又は一部が支給停止になる場合があります。	被用者年金加入なし 老齢厚生年金等は支給されません。
	65歳未満の方が雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給するために求職申込をすると、その翌月から受給終了月まで年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります。		
共済掛金(保険料)	引き続き給与から控除されます(短期・介護・厚生年金・退職等年金)	社会保険料が給与から控除されます(健康保険・介護・厚生年金)	加入する制度により異なります(厚生年金の負担はありません)
共済貸付	次の3種類が利用できます ①特別貸付け 臨時に資金を必要とするとき ②高額医療貸付け 高額医療の支給対象となる療養にかかる支払資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費の支給対象となる出産にかかる支払資金が必要なとき	利用できません	任意継続組合員のみ、高額医療貸付け及び出産貸付けを利用できます。
人間ドック	現職と同様に利用できます	協会けんぽで実施している、生活習慣病予防健診(がん検診含む)を利用することができます	利用できません

(※)他の要件：①月額賃金が8.8万円(年収106万円)以上②1年以上の勤務期間が見込まれている③従業員が501人以上の企業
①～③のすべての条件に該当する場合、20時間以上の勤務時間数で加入となりますが、該当するかどうかの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。

宿泊・保養施設の利用

退職者には、在職中と同じ条件で宿泊・保養施設（以下「施設」という。）が利用できる「宿泊施設特別利用者証」を交付します。その内容は次のとおりです。

なお、任意継続組合員は、「宿泊施設特別利用者証」のほか、組合員証でも利用できます。

1. 利用者の範囲

元組合員及びその家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。）とします。

2. 有効期限

年金受給権（遺族給付を含む。）が消滅した日又は元組合員が死亡した日のいずれか遅い日です。

3. 利用方法

- (1) 施設に直接申し込みをしてください。
- (2) 施設に到着の際、「宿泊施設特別利用者証」又は組合員証を施設に提示してください。

4. 利用できる施設

- (1) 公立学校共済組合の施設
- (2) 次に掲げる共済組合の施設は、年金受給者ご本人のみ当該組合の組合員料金で宿泊することができます。（家族の方は一般料金です。）
 - ・地方職員共済組合
 - ・警察共済組合
 - ・各市町村職員共済組合
 - ・文部科学省共済組合
 - ・東京都職員共済組合
 - ・都市職員共済組合
 - ・指定都市職員共済組合
 - ・日本私立学校振興・共済事業団
 - ・全国市町村職員共済組合連合会

5. 再交付

「宿泊施設特別利用者証」を紛失された場合は、再交付ができますので、保健福祉担当（087-832-3794）までご連絡ください。

そ の 他

1. 財形貯蓄等の解約

財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄をしている方は、退職後は給与からの控除が無くなるため、金融機関への預け入れが停止しますので、契約をしている金融機関に連絡して解約等の手続きを行ってください。

【注意】（財形年金貯蓄）

財形年金貯蓄を積立中の方は、必ず積立期間の終期を確認してください。

積立期間が満了するより前に退職すると、積立金を年金で受取れません。（再就職先で給与控除を再開できるとき等、契約を継続できる場合があります。）

積立期間の変更は、最終の給与控除日より前（在職中）にしかできませんので、御注意ください。

積立期間の終期がわからないとき ⇒ 健康福利課 財形担当にお問合せください。
電話 087-832-3796

積立期間を変更したいとき ⇒ 契約先金融機関等に連絡してください。
その他解約等の手続き

2. 共済貸付金の償還

退職時に共済貸付金の未償還元利金があれば、退職手当から一括控除します。

ただし、未償還元利金が退職手当より多いときは、該当者に連絡しますので、不足額を納入期限までに払い込みください。納入期限を過ぎますと、利息が更に加算されます。

なお、市町費職員の方についても該当者の給与支給機関を通じ同様の取り扱いをします。

借用証書は、共済組合香川支部で償還金の入金を確認した後、借受人に返還します。

また、団体信用生命保険の解約手続きは、償還金の入金を確認した後、共済組合香川支部で行います。

※ 互助会貸付金は、退職手当から控除できません。詳細は、P60「互助会貸付金の償還」参照

3. 福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度）に加入している方へ退職時の満年齢により保障期間、手続きが異なります。

なお、以下のいずれの場合でも傷病休職給付金は退職月の月末をもって脱退となります。

定年退職、または、常勤再任用職員で任期が満了する方

福祉保険制度は、平成30年10月31日（保障期間満了日）まで保障が継続します。

平成30年1月～2月頃

一般財団法人公立学校共済組合友の会「ファミリーサポートプラン」の案内資料をご自宅あてに送付します。「福祉保険制度」ご加入の方は「ファミリーサポートプラン」に加入ができます。また、告知の省略ができるため、原則健康状態にかかわらずご加入ができます。ご加入の場合は、返信用封筒にて申込書をご提出願います。平成30年3月30日（金）締切予定

平成30年4月23日

平成29年度下期分保険料（5月～10月分）の保険料の振替があります。

平成30年10月31日

「福祉保険制度」の保障が終了します。※特に手続きの必要はありません。

平成30年11月1日

「ファミリーサポートプラン」に加入すると「福祉保険制度」の保障終了後、平成30年11月1日から「ファミリーサポートプラン」の保障が開始します。

満60歳になられる前に退職される方

平成30年3月末時点で【満50歳以上満60歳未満の方】	平成30年3月末時点で【満50歳未満の方】
<p style="background-color: #cccccc; padding: 5px; border-radius: 10px;">福祉保険制度は、みなし定年退職日（満60歳で迎える3月31日）の直後に到来する10月31日まで継続加入ができます。</p> <p><手続き方法> 退職後（6月末～7月頃）に、ご自宅あてに継続確認書類を送付しますので、所定の手続きをお願いします。継続加入する場合は手続き不要ですが、継続加入をしない場合には手続きが必要です。</p>	<p style="background-color: #cccccc; padding: 5px; border-radius: 10px;">福祉保険制度は、平成30年3月31日をもって保障終了となります。</p> <p><手続き方法> 支部より退職報告を提出しますので、手続きの必要はありません。</p> <p><保険料振替・配当金の取扱い> 平成30年4月23日に半年分保険料（5月分～10月分）の口座振替が行われますが、後日、4月～10月までの7か月分の未経過保険料を返金します。また、積立配当金（配当金を毎年積立型にしている方のみ該当）が、指定口座に還付されます。（退職報告から約3か月後位）</p>
<p>みなし定年退職日の直後に到来する10月31日まで継続加入する場合（継続加入をする）</p>	<p>退職日直後の10月31日まで継続し、脱退する場合（継続加入をしない）</p>
<p><退職後制度の取扱い> 継続加入以降に、一般財団法人公立学校共済組合友の会を窓口として、「福祉保険制度」の加入内容に応じて、「ファミリーサポートプラン」に加入することができます。</p> <p><保険料振替の取扱い> 現職時同様、平成30年4月23日と平成30年10月22日に半年分保険料の口座振替が行われます。</p> <p><配当金の取扱い> 毎年受取型の方は毎年2月頃、毎年積立型の方は、継続加入終了後の翌年2月頃に還付されます。</p>	<p><退職後制度の取扱い> 平成30年10月31日までの保障となり、「ファミリーサポートプラン」への加入はできません。</p> <p><保険料振替の取扱い> 平成30年4月23日に半年分保険料（5月分～10月分）の口座振替が行われます。</p> <p><配当金の取扱い> 毎年受取型の方は平成28年度分が平成30年2月頃、平成29年度分が平成31年2月頃、指定口座に還付されます。 毎年積立型の方は平成31年2月頃、指定口座に還付されます。</p>

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998	

4. アイリスプラン制度に加入している方へ

制度名	定年により退職する場合	早期に退職する方
年金コース	年度末時点で満60歳以上の退職予定者へは、12月末頃に自宅あてに退職後の取扱いについてのご案内が郵送されますので、その案内に従って手続きを行ってください。	下記お問い合わせ窓口へご連絡ください。脱退手続に関する書類を送付しますので、加入期間中に積み立てた積立金の受け取り手続きをお願いします。
医療・日常事故コース	退職による手続きはありません。 医療・日常事故コースは1年満期の共済制度です。 医療入院コースは退職後も90歳まで更新することが出来、61歳から掛金が変わります。 傷害補償コースは、年齢による掛金の変更もなく、一生涯継続することができます。 退職を機に内容変更及び、次年度の継続をしない場合は、毎年10月下旬に送付される満期のお知らせと同封の「契約の変更届（毎年11月中旬頃に締切）」に必要事項を記入のうえ、送付してください。 また、年度途中の解約を希望する場合は教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。希望する手続きを案内します。 住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届」（ハンドブック綴込みのはがき）の該当欄に、記入、押印のうえ送付してください。	定年により退職した場合の取扱いと同じです。
介護保障コース	退職による手続きはありません。掛金が月払いの場合は、掛金の払込みは60歳に達する年度で終了となります。住所、氏名、電話番号、勤務先、振替口座などに変更があった場合は、「変更訂正届（毎年の契約内容のお知らせと同封のはがき）」の該当欄に記入、押印のうえ、直接、一ツ橋サービスに送付してください。	

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日を除く) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋 サービス	介護保障コース	0120-878-626	

退職後も健康管理を続けましょう!

医療制度改革に伴い、平成20年度から、特定健康診査及び特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられました。

特定健康診査は、40歳から74歳の方が対象です。対象者には、医療保険者より案内や受診券が送付されます。生活習慣病の予防や早期発見、健康管理のために、退職後も毎年受診しましょう。

- 任意継続組合員等、医療保険者が公立学校共済組合の方には、**6月中旬**に受診券を送付します。
- 「がん検診」(大腸・胃・肺・子宮・乳)については、お住まいの市町役場へお問い合わせ下さい。

特定健康診査

特定健康診査とは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した検査項目の健診です。

〈主な検査項目〉

質問票(服薬歴、喫煙歴等)、診察、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、
血圧、尿検査(尿糖、尿蛋白)、血液検査(中性脂肪、HDLコレステロール、
LDLコレステロール、空腹時血糖又はHbA1c、GOT、GPT、 γ -GTP)



特定保健指導

特定保健指導とは、特定健康診査でメタボリックシンドロームの危険があると判定された方に、生活習慣を改善していただくためのプログラムです。リスクに応じて、「動機づけ支援」、「積極的支援」があり、保健師や管理栄養士などの専門家からアドバイスを受けながら、健康的な生活習慣を身につけていきます。

■動機づけ支援

専門家との面接が原則1回行われ、生活習慣の改善のための目標や計画を立て、生活習慣改善に取り組みます。3ヵ月以上経過後に、健康状態や生活習慣の確認が行われます。

■積極的支援

初回面接で、メタボリックシンドローム改善のための目標や計画を立て、3ヵ月以上継続して専門家からサポートを受けながら、生活習慣改善に取り組みます。3ヵ月以上経過後に、健康状態や生活習慣の確認が行われます。



特定健康診査や特定保健指導を、ご自身の健康状態の確認や生活習慣の見直し・改善のきっかけとし、健康で元気な生活を続けていきましょう。

